3　法第六条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第一項第一号の者（農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第三号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が同条第五項第二号に掲げる要件に該当しない場合

二　第一項第一号の者が同項第二号の農地又は採草放牧地を適正に利用していない場合

三　（略）

（賃貸借の解除の届出）

第六十六条　法第十八条第一項第四号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一～七　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第三条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている書面

三　（略）

（遊休農地に係る探索の特例）

第七十四条の二　農業委員会が、法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二条の二第一項の規定による要請に係る探索を行つた場合には、当該農地について法第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行つたものとみなす。

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条　法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して二月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条（第二号に係る部分に限る。）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は農業の経営の委託の解除がされたもの

二　（略）

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

二　第一項第一号の者が同項第二号の農地又は採草放牧地を適正に利用していない場合

三　第一項第一号の者が正当な理由がなくて法第六条の二第一項の規定による報告をしない場合

4　法第六条の二第二項第二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第一項第一号の者（農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する者又は農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号又は農業経営基盤強化促進法第十八条第三項第三号に掲げる要件に該当しない場合

二　第一項第一号の者が第一項第二号の農地又は採草放牧地を適正に利用していない場合

三　（略）

（賃貸借の解除の届出）

第六十六条　法第十八条第一項第四号又は第五号の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一～七　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第三条第三項第一号に規定する条件、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている書面

三　（略）

（遊休農地に係る探索の特例）

第七十四条の二　農業委員会が、法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について農業経営基盤強化促進法第二十一条の二第一項の規定による要請に係る探索を行つた場合には、当該農地について法第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行つたものとみなす。

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条　法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十一条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条（第二号に係る部分に限る。）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの

二　（略）

（耕作の事業に従事する者が不在となる農地）

第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）